

## 編集後記

寒い冬も終わり、新緑の季節となりました。新たな環境に身を置き、歩み始めた方々にとっては、大きな期待を持つ一方でさまざまな不安も感じていることと思います。今回特集の座談会で取り上げた建設業の『長期ビジョン—再生と進化に向けて—』は、これからの業界を担う世代にとって、まさに期待に満ちた未来を後押しをするものとなっています。ビジョン実現への道のりに立ちはだかる壁は、決して容易に突破できるものではありませんが、本誌を通じて少しでも実現に向けて助力できればと思っています。(O)

松山城を中心として交通拠点や観光資源が5km圏内に集約されている、コンパクトシティの松山市。せっかくなので松山市駅から道後温泉まで歩いてみても、まったく苦にはならず、道後温泉に到着。実際に歩いてみることで、よりコンパクトシティの良さを感じ取ることができました。日本最古の道後温泉も楽しむことができ、松山市の歴史やまちづくりを十分に理解できる取材となりました。(T)

**発行** 一般社団法人 日本建設業連合会  
〒104-0032  
東京都中央区八丁堀2-5-1  
東京建設会館  
TEL 03-3553-4095  
FAX 03-3551-4954  
URL <http://www.nikkenren.com/>

**発行者** 有賀長郎  
**企画・編集** 一般社団法人 日本建設業連合会  
広報委員会

**制作** 株式会社Kプロビジョン  
**デザイン** 株式会社コンセント  
**印刷** 株式会社耕文社

©2015 日本建設業連合会  
「Ace 建設業界」は日本建設業連合会の登録商標です

年間購読料：4,800円(送料込)

## 日建連が 災害対策基本法に基づく 「指定公共機関」に指定

一般社団法人日本建設業連合会(日建連)は、四月一日、災害対策基本法第二条第五項に基づき、内閣総理大臣より「指定公共機関」として指定を受けました。

今回の指定理由は、日建連が有している災害発生時における広域的な支援調整機能の発揮への期待、さらには、被災地からの様々な依頼に対応し、災害応急対策の円滑な実施への貢献などであり、建設業関係団体として初の指定となります。

日建連は、災害の予防・応急・復旧等に重

要な役割を担う「指定公共機関」の指定を受けたことにより、これまでの災害出動の経験を踏まえつつ、首都直下地震や南海トラフ地震を見据えて、関係官庁との連携強化や、会員会社を含めた災害対応体制の整備に努めてまいります。

今後は、本部を皮切りに全国九支部で会員会社向けの説明会を開催し、既に策定済みの防災業務計画の周知や、地域が一体となった包括的災害協定の推進に向けて鋭意活動する予定です。

### 指定公共機関とは

災害対策基本法第2条第5項に基づき、公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうちから、当該法人等の業務と防災との関連性を踏まえて内閣総理大臣が指定する法人

≫お知らせ